

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 狩猟者等指導費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境企画課 生物多様性係 電話番号：058-272-1111 (内 2701)

E-mail： c11265@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 19,389 千円 (前年度予算額：15,752 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	15,752	0	0	11,011	0	0	0	0	4,741
要求額	19,389	0	0	14,705	0	0	0	0	4,684
決定額	19,389	0	0	14,705	0	0	0	0	4,684

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護管理事業の実施方針を定めるとともに、鳥獣保護区等を指定。
- ・狩猟による死傷事故が発生。
- ・シカ・イノシシ等の個体数の増加とそれに伴う農林水産業被害の増加。
- ・有害鳥獣捕獲及び個体数調整捕獲の担い手である狩猟者が減少。

(2) 事業内容

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく各種手続き業務等を行う。また、狩猟者の技術向上のための研修会の開催、個体数調整の担い手である狩猟者を確保するための講習会等を開催する。

- (1) 個体数管理体制整備事業 (狩猟者を確保するための講習会開催)
- (2) 狩猟者登録の実施
- (3) 鳥獣保護区等の整備 (標識の設置・撤去)
- (4) 鳥獣保護区特別保護地区の状況調査
- (5) 狩猟免許試験・更新の実施
- (6) 狩猟者事故防止研修会の開催

- (7) 一般密猟等の取締り
- (8) 愛鳥週間入賞作品等の表彰の実施
- (9) カモシカ対策の指導
- (10) 捕獲技術習得実地研修制度
- (11) 狩猟の魅力普及推進セミナー
- (12) 狩猟者交流促進セミナー

(3) 県負担・補助率の考え方

鳥獣保護管理事業計画の策定、狩猟免許試験、狩猟免許更新及び狩猟者の登録事務の実施は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により都道府県が実施する業務と定められており、県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	581	狩猟免許更新講師謝金等
旅費	977	業務旅費、費用弁償
需用費	9,008	狩猟者登録、狩猟免許、狩猟免許更新、鳥獣保護区整備等消耗品費、燃料費等
役務費	643	狩猟者登録、鳥獣保護区整備、合格通知等郵便、電話代等
委託料	6,744	狩猟免許試験、各種講習会開催委託等
使用料	1,436	狩猟免許試験会場等
合計	19,389	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第12次鳥獣保護管理事業計画
岐阜県第二種特定鳥獣管理計画

(2) 後年度の財政負担

第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、継続実施する必要がある。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

狩猟免許制度の適正な運用と狩猟者の資質向上及び野生鳥獣及びその生息地の保護と適切な個体数調整を図ることで、人と野生動物の共存する社会づくりを目指します。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
狩猟免許所持者数 （人）	3,745 （H18）	4,963 （H29）	5,134 （H30）	4,980 （R31）	5,000 （R3）	99.6%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- 1) 狩猟の担い手確保講習会
新規狩猟者確保を目的とした「わな猟・銃猟」講習会を開催（令和2年度：4回開催）。
- 2) 狩猟者登録の実施
狩猟免許所持者が岐阜県内で狩猟をするために必要な狩猟者登録事務を実施（令和元年度：狩猟制限を行ったため、53人）。
- 3) ヤマドリの放鳥（鳥獣保護区）
狩猟者に人気の高い狩猟鳥獣であるヤマドリの放鳥を行い、生息数維持と繁殖の機会増加を図った。（令和2年度：ヤマドリ 30羽）
- 4) 鳥獣保護区等の整備（標識の設置・撤去）
鳥獣保護区等の新規、再指定、更新及び案内看板の設置・巡視を実施。
- 5) 狩猟免許試験・更新の実施
狩猟免許試験を5会場で計5回、狩猟免許更新を各地で計11回実施。
- 6) 狩猟者事故防止研修会の開催
狩猟免許所持者に対し猟期前に研修会を実施（令和元年度：800人参加）。

7) 一般密猟等の取締り

司法警察員や自然保護監視員等による監視業務の他、有害鳥獣捕獲に関する調査や市町村との連絡調整等の業務の実施。

8) 愛鳥週間表彰

鳥獣保護思想啓発のための愛鳥週間ポスターを募集、表彰を実施。

(前年度の成果)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく、狩猟免許制度等に関する各種業務が適正に実施された。また、狩猟者の技術向上及び新規狩猟者確保のための講習会の開催により、安全な狩猟の実施及び農林業等への被害をもたらす有害鳥獣個体数の低減に貢献した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価)

○

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護の充実、狩猟者の資質の向上及び秩序ある狩猟の確保を図り、狩猟の適正化に資することは県の責務である。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

試験の土曜開催、免許取得のための講習会の開催等により、平成23年度の狩猟免許受験者数384名に対し、平成30年度は440名に増加しており、新規狩猟者の確保に貢献した。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価)

○

平日は職に就いている若い世代が参入しやすいよう免許試験を週休日開催としたり、事故防止研修会を狩猟期の直前に実施するなど、効率的な事業の実施に努めている。

(今後の課題)

狩猟者の減少・高齢化により、野生鳥獣による農林業等への被害は、一層深刻化してきており高い資質を持った狩猟者の育成が不可欠となっている。

(次年度の方向性)

今後も狩猟の適正化や野生鳥獣の適正な保護管理のため、市町村、県内各警察署及び（一社）岐阜県猟友会などと連携し、有害鳥獣捕獲従事者の確保と技術の向上に努める。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	